

## 日本年金機構の業務改善に向けての課題

業務改善命令 (H27. 9. 25)	日本年金機構再生本部 (H27. 10. 1～) における検討テーマ	前回の管理部会 (H27. 10. 27) における主な意見
<p>1. ガバナンス・組織風土を含む内部統制システムについて、組織の意思決定が正しく行われ、また、決定された事項が組織の隅々にまで正確かつ迅速に伝わり着実に実行されることを徹底するよう、組織の一体化や内部統制の有効性を確実に確保する観点から改革すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>本部、ブロック本部、年金事務所のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一元的な現場管理セクションの検討</li> <li>・ブロック本部のあり方</li> <li>・年金事務所の機能の見直し</li> </ul> </li>   <li>○ <b>現場実態を踏まえたルール設定・徹底のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示・依頼の質的・量的見直し</li> <li>・ルールの遵守・徹底</li> </ul> </li>   <li>○ <b>業務の合理化・効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の見直し</li> <li>・業務量に応じた人員配置</li> </ul> </li>   <li>○ <b>人事制度のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部と拠点間の異動の促進</li> <li>・専門性・キャリアパスの確立</li> </ul> </li>   <li>○ <b>管理職の活性化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手登用の促進(早期定年制度・役職定年制度の創設)</li> <li>・管理体制のあり方(ライン、スタッフ等)</li> </ul> </li>   <li>○ <b>人事評価制度の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信賞必罰の人事評価</li> <li>・360度評価の実施</li> <li>・減点主義から加点主義へ移行</li> </ul> </li>   <li>○ <b>職員の活性化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性職員の活躍推進</li> <li>・非正規職員の活性化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>ブロック本部の廃止に賛成</b></li> <li>○ <b>全国47か所に事務センターを置く必要はなく、全国で1,2か所でよい。(あるいは事務センターを置かず、各年金事務所で処理を行えばよい)</b></li> <li>○ <b>本部で「全体の組織のあり方を常に考えていく部署」、「全体の働き方や業務の効率性を見る部署」や「監査する部署」の設置</b></li>   <li>○ <b>年間一万件の「指示・依頼」を発出することが、ノルマ、業務となっていないか</b></li>   <li>○ <b>全国47か所に事務センターを置く必要はなく、全国で1,2か所でよい。(あるいは事務センターを置かず、各年金事務所で処理を行えばよい)</b></li>   <li>○ <b>全国異動の弾力的運用の内容整理</b></li>   <li>○ <b>機構本部の責任範囲や権限、本部組織の縦割の排除など明確化</b></li> <li>○ <b>組織としてのコンプライアンスを確保するための組織のマネジメントを詳細に見て行く必要がある</b></li> <li>○ <b>リーダーシップのイメージは、どのような姿・形を目指しているのか</b></li>   <li>○ <b>役員に関する評価や業績に関する視点が必要</b></li> <li>○ <b>多面的に評価し、職員の処遇に反映させることが必要</b></li> <li>○ <b>管理職の労務に対する評価の検討</b></li> </ul>
<p>2. 情報開示の在り方について、国民の十分な信頼を得られるよう抜本的な見直しを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>情報共有・公開のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員間コミュニケーションの活性化</li> <li>・情報の集約・意思決定のあり方</li> <li>・情報開示のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>情報開示のあり方の明確化・共有化(「誰に対して」「なぜ行うのか」)</b></li> <li>○ <b>現場の職員から見た問題点と、経営側から見た問題点のずれの解決</b></li> </ul>
<p>3. 情報セキュリティ対策について、国民の年金を最優先に守る観点から、標的型攻撃を含むサイバー攻撃に対応し個人情報保護を確保できるよう、組織面、技術面、業務運営面など全般的に見直し、抜本的かつ迅速に強化すること。</p>	<p><b>日本年金機構情報管理対策本部 (H27. 10. 1～)</b></p> <p>(所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①機構が管理する個人情報の保護・管理</li> <li>②文書管理に係る企画・指示</li> <li>③情報セキュリティに関する研修及び訓練内容の決定、成果の評価</li> <li>④機構の情報資産のリスク管理方針の策定</li> <li>⑤情報セキュリティに係る諸規程・手順書等の整備</li> <li>⑥情報セキュリティに係る緊急時の組織の対応方針の決定及び対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>業務を止めて調査や対策を行うという強い権限が必要</b></li> </ul>

※上記1から3までについては、平成27年12月初旬までに、厚生労働省に改善計画を提出。